

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 97 号)

令和7年2月18日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

天津市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和5年10月3日、審査請求人は未成年者本人の法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日付けで天津市教育委員会より通知のあった弁明書第3項処分理由第1行目「〇〇の事案」について具体的な書面の公開を求める」

2 実施機関の決定

令和5年10月18日、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、法第78条第1項第1号に該当するとして、法第82条第2項の規定により本件処分を行った。

3 審査請求

令和5年10月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は当該未成年者の親であるため、親の権利・義務として当該未成年者の個人情報の開示を求める。
- 2 「〇〇の事案」が不明なままだと、今後の〇〇についての問題解決が困難である。
- 3 〇〇に基づいて公開の可否を判断したのであれば、その不開示の根拠を提示してほしい。
- 4 審査請求人自身の人権が守られていないと感じている。
- 5 子供を守る法律があることも分かっているし、子供と大人で立場は違うが、審査請求人自身にも人権があり、子供の発言が全て真実になるということがおかしいと思っている。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分の処分理由については、不開示決定通知書に記載のとおり、法第78条第1項第1

号に該当し、開示することにより未成年者の生命、健康又は生活を害するおそれのある情報であるためである。

- 2 本件開示請求の対象のような相談者の相談内容は、保護者であっても基本的に開示はしない。開示することによって、今後の相談に支障を来すおそれがあると考える。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人が、同人の子である未成年者の法定代理人として、実施機関の保有する本件保有個人情報の開示を求めるものである。

- 2 本件審査請求に係る争点について

実施機関は、本件開示請求に対して、法第78条第1項第1号に該当し、開示することにより未成年者の生命、健康又は生活を害するおそれのある情報であるため本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件保有個人情報の開示を求めるものである。

したがって、本件保有個人情報を開示することにより、法第78条第1項第1号に該当し、未成年者の生命、健康又は生活を害するおそれがあることから、不開示とした実施機関の判断について、以下検討する。

- 3 法第78条第1項第1号該当性について

(1) 法の規定と解釈

まず、法第78条第1項は、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と原則開示の旨を規定している。そして、かかる例外として、同項第1号では、「開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を不開示情報としている。

通常、法に基づく開示請求の制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであって、本人の権利利益を害するおそれはないものと思われるが、法定代理人が開示請求者となる場合においては、開示請求権は、あくまでも本人の利益を実現することを目的として設けられていることを考慮すべきであり、とりわけ親権に基づく法定代理人による開示請求における本件保有個人情報の開示・不開示の判断に当たっては、未成年者本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについて、あくまでも当該未成年者本人の利益を最大限に尊重して慎重に解することが相当である。

(2) 本件審査請求の検討

審査請求人が本件保有個人情報として開示を求める「〇〇年〇〇月〇〇日付けで大津市教育委員会より通知のあった弁明書第3項処分理由第1行目「〇〇の事案」について具体的な書面」とは、審査請求人が令和5年1月17日付けで保有個人情報開示請求を行ったことに対する令和5年2月1日付け実施機関の不開示決定(存否応答拒否)に対する審査請求手続におい

て、実施機関が提出した弁明書に「〇〇」旨の記載があったことから、当該弁明書の記載に至った根拠等となった事情が記載された書面の開示を求めるものと解される。

そして、上記の本件保有個人情報、〇〇に関わる事情及び〇〇又は〇〇がその事情を了知するに至った情報等が含まれると考えられる。

一般的に、〇〇に関わる事情及びその事情を〇〇又は〇〇がどのように了知するに至ったかについての事情を未成年者以外の者に開示することは、情報提供者の探索、又は、新たな〇〇の惹起、関係機関の〇〇に向けた対応の不奏功等を招く可能性があり、ひいては安心して〇〇を行うことを妨げるというべきであるから、未成年者本人の生命、健康又は生活を害するおそれがあるというべきである。そしてこの事情は、未成年者の親権者がその法定代理人として行う請求においても同様であることは当然である。

なお、審査請求人の主張要旨からすれば、本件保有個人情報が開示されないことにより〇〇が払拭できず審査請求人が種々の不利益を被ると主張するものと思われる。しかしながら、当審査会の判断は、あくまで本件保有個人情報が不開示情報（法第78条第1項各号）に該当するか否かの点から本件処分の当否を判断するものであって、本件保有個人情報に記載の内容が真実であるか否かを判断するものではない。また本件処分の当否は、〇〇の有無等とは何ら関わりを有するものではない。よって、審査請求人の主張は、本件処分の当否を左右する事情とはいえない。

したがって、本件保有個人情報を開示することで、未成年者の生命、健康又は生活を害するおそれがあると認められることから、法第78条第1項第1号を適用し、不開示とした実施機関の判断は、結局正当であって是認できる。

4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当とすべき点はないので、本件審査請求には理由がないものとして、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年11月29日	諮問書の受理
令和6年 7月22日	審議
令和6年 9月24日	実施機関の事情聴取 審議
令和6年11月18日	審査請求人の意見陳述 審議
令和6年12月26日	審議
令和7年 1月28日	審議
令和7年 2月18日	答申